

## 「まん延防止等重点措置」での感染防止対策について

### ○実施区域

愛知県全域

・重点措置を講じるべき区域(措置区域)

2月 9日(水)～2月11日(金):53市町村(東栄町除く)

2月12日(土)～3月 6日(日):愛知県全域(54市町村)

### ○期間の延長

実施期間:1月21日(金)～2月13日(日)(24日間)

延長期間:2月14日(月)～3月 6日(日)(21日間)

### 県民の皆様へのお願い

#### ○基本的な感染防止対策の徹底

【追加】

- ・会食・飲食する際は、黙食を基本とする。
- ・家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いをを行うとともに、子供の感染防止策を徹底

### 事業者の皆様へのお願い

#### ○飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

【要請期間の延長】

実施期間:1月21日(金)～2月13日(日)(24日間)

延長期間:2月14日(月)～3月 6日(日)(21日間)

### その他のお願い

#### ○学校等での対応

【追加】

- ・「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」※の自粛

※(近距離で活動する)理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

- ・分散登校、臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援
- ・部活動は原則休止
- ・大学等においても適切に対応

### ○保育所、認定こども園、幼稚園等での対応【項目追加】

- ・保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請
- ・休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保
- ・感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割した保育の実践
- ・保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事の自粛
- ・発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスクの着用を奨める
- ・ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応し、さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切に運用
- ・放課後児童クラブ等においても同様の取扱

### ○高齢者施設等での対応【項目追加】

- ・レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応の徹底
- ・面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底

## **県の取組**

### 【追加】

- 新たな宿泊療養施設を順次開設